

長寿(後期高齢者)医療制度のお知らせ

☆年金からの保険料支払いに代えて口座振替ができるようになりました。

長寿(後期高齢者)医療制度の保険料を年金からお支払いいただいている方のうち、次のいずれかの要件を満たす場合は、町役場で手続きをしていただくと、年金による納付から、口座振替による納付へと変更することができるようになりました。

- これまで2年間、国民健康保険税の納め忘れがなかったご本人が、口座振替で支払う場合
- 世帯主・配偶者が、本人(年金180万円未満の方)に代わって納める場合

(注) 世帯全体の所得税や住民税が減額となる場合があります。

社会保険料控除については税務署または役場税務課へお問合せください。

保険料の口座振替に関する申請・問合せ先
住民課保険年金係：☎42-1423 (直)

社会保険料控除に関する説明

長寿(後期高齢者)医療制度の被保険者の収入が158万以下の年金収入のみの場合で、世帯主や配偶者の方が所得税の納税者であるときには、世帯主や配偶者の方が被保険者の代わりに保険料を口座振替で支払うと、社会保険料控除により、世帯全体としての所得税・住民税の負担が少なくなる場合があります。

(例) 子供が長寿(後期高齢者)医療制度に加入する75歳以上の親と同居している場合

子供(世帯主)の所得 180万円
親の年金収入 80万円 親の後期高齢者医療保険料 37,400円

	親の年金で支払ったとき		子供(世帯主)が支払ったとき	
	所得税	住民税	所得税	住民税
所得金額	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000
社会保険料控除(後期高齢保険料)	0	0	37,400	37,400
扶養控除	580,000	450,000	580,000	450,000
基礎控除	380,000	330,000	380,000	330,000
課税標準額	840,000	1,020,000	802,600	982,600
税率	5%	10%	5%	10%
税額	42,000	102,000	40,130	98,260

所得税+住民税	144,000	138,390
---------	---------	---------

(結果) 親の保険料を代わりに口座振替で支払う方法を選んだほうが、子供(世帯主)の支払う所得税・住民税がおよそ5,000円軽減されます。

(注1) 上記の例は参考のため、その他の所得控除や税額控除等はないものとして計算しています。

(注2) 社会保険料控除に関する申告書を提出することにより控除が適用されます。

(注3) それぞれのご家庭で世帯構成や所得の状況、保険料の額が異なりますので、実際には負担が軽くなる場合もあります。上記の資料は目安としてご参考ください。

65歳から74歳までの国民健康保険税を年金からお支払いいただく方へ

65歳から74歳までの国民健康保険税について、平成20年10月の年金からお支払いいただく予定となっている方のうち、過去2年間の各納期において滞納がなかった方に限り、申請により口座振替でお支払いいただくことが可能となりましたのでお知らせします。

なお、申請した時期により口座振替が始まる時期が異なりますのでご注意ください。

【申込み・問合せ先】

一宮町役場税務課 ☎42-2114